

○宍粟市地域自立支援協議会設置要綱

平成18年10月20日告示第173号

改正

平成21年3月30日告示第46号

平成25年3月29日告示第25号

平成26年4月30日告示第52号

平成29年3月16日告示第25号

宍粟市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、宍粟市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要に応じ、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標、現状と課題及び今後の取組に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 地域生活の支援に係る関係機関による連携及び支援の体制の構築に関すること。
- (4) 地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発に関すること。
- (5) その他地域生活の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 保健福祉に関し、学識経験を有する者
- (2) 民生委員及び児童委員
- (3) 障害者及びその家族並びに障害児の保護者
- (4) 地域住民の代表
- (5) ボランティア団体の代表
- (6) 社会福祉協議会の代表
- (7) 関係福祉施設の代表
- (8) 関係行政機関の代表
- (9) その他保健福祉の推進のために必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(部会)

第6条 分野別に協議を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は必要に応じて、関係機関の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 会議に出席した者は、会議で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(公開及び非公開)

第9条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会が協議会に諮り非公開としたときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 この協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。